

2012年10月17日

新型インフルエンザ等対策有識者会議社会機能に関する分科会(第3回)  
における検討事項に対する意見

(一社)日本経済団体連合会  
国民生活委員会 企画部会長 松井憲一

社会機能維持に関わる事業者の対策状況について

経団連では、これまでの「社会機能に関わる分科会」において議論がなされた「インフルエンザ発生時の社会情勢」や「特定接種対象者の考え方」について関連業界・企業に説明を行うとともに、現時点での各企業におけるBCPを踏まえ、以下の2点について、意見照会を行いました。

(意見概要は別紙1、各業種・団体のご意見は別紙3をご参照)

経団連はかねてより、新型インフルエンザ流行期においても国民生活・経済を安定的に維持するために、国内で感染が拡大する前に、社会インフラの維持に関わる事業に従事する者に対し、ワクチンを接種するよう求めて参りました。

(別紙2参照)

また、多くの業界・企業より、「乳幼児や妊婦といった社会的弱者を助ける観点から、住民接種を優先すべきとのご意見は理解できるが、緊急時の医療提供に欠かせない電力・水道等のインフラ、医薬品の運送に関わる物流、食料品等の生活必需品の供給などを滞らせないことは大変重要である。その意味から、社会機能の維持に関わる事業者へのワクチン接種を考えて頂きたい。」といった意見も寄せられたところです。

今後の議論へ向け、ご参考としていただければと存じます。

記

■意見聴取を行った項目

- ① 6割の従業員で業務継続は可能であるのか
- ② 企業のBCPはワクチン接種を前提としているのか

以上

## ■各業界・企業からの意見概要

### ① 6割の従業員で業務継続は可能であるのか

「社会機能の維持に必要とされる業務」や「企業存続のために必要な最低限の業務」に絞れば業務継続は可能である、と回答した業種・企業もあるものの、「ドライバーや各荷役機械オペレーター等の有資格者」の確保を業務遂行・継続の基本としている物流業界や、従業員の1～2割が欠勤した場合であっても安全性の観点から操業を停止せざるを得ないとする石油業界から、「6割の従業員では到底業務継続は不可能」との回答があった。

また、業務を限定すれば継続が可能であると回答した業種・企業のなかにも、代替の効かない薬事法上の有資格者を抱える製薬会社や原子力発電所の運転など専門性が高い業務を行っている電力業界をはじめとして、多くの業界・企業から、特定の部署で局所的にまん延した場合なども想定し、「継続できるよう体制整備を行うが、状況によっては業務を停止せざるを得ない」との回答や、6割の従業員で業務を継続する場合、列車の運行率の削減等を余儀なくされる、との鉄道業界からの回答があった。

### ② 企業のBCPはワクチン接種を前提としているのか

ワクチン接種はBCPの前提であるとの回答が多数寄せられ、その理由として、社会機能を維持するための業務に従事させるにあたり、従業員の安全確保に向けてあらゆる手段を講じることは企業の最低限の責務との認識が示された。また、接客等を通じた感染リスクの高い業種からは、ワクチンなしで従事させることができるか不安であるとの声も寄せられた。

一方、ワクチン接種を前提としていない企業もあったが、ワクチン接種に係る政府方針が示されていないため現段階ではBCPの前提としていないとする企業や、ワクチンの安全性が確認されれば接種したいという企業が多数を占めた。

このような意見聴取の結果を踏まえると、当分科会において、以下2点を確認したうえで、特定接種についての具体の議論を積み重ねることが必要と考える。

○パンデミック時に維持すべき社会機能とは具体的にどういったものか。また  
　　どういうレベルなのか。

○接種可能なプレパンデミックワクチンは何人分用意できるのか

この2点の確認したうえで、接種対象者を検討した結果、社会機能維持に係る事業者であってもワクチンを接種できない場合には、従来から経団連が求めてきた、プレパンデミックワクチンの事前接種に向けた環境整備を急ぐことが重要と考える。(別紙2参照)

## ■ワクチンに関する従来からの経団連の主張

### ＜ワクチン接種等に関する環境整備＞

多くの企業は、新型インフルエンザワクチンの事前接種を前提にBCPを策定し、危機発生時における社会機能維持のための対策を講じている。他方、行動計画では、①新型インフルエンザの海外発生期以降、医療従事者や社会機能維持者に対し、原液保存中のプレパンデミックワクチンを製剤化して接種を開始すること、②国内感染期においては、全国民に対するパンデミックワクチンの確保・接種開始を定めている。

したがって、ワクチンにかかる、接種の優先順位、実施者、医療従事者の協力確保、備蓄、接種手順、費用負担等については、早期かつ明確に規定しておく必要がある。また、ワクチン接種により副反応等が生じた場合の補償については、新型インフルエンザを、予防接種法における一類疾病と同等に位置付け、国民に対するセーフティネットを万全なものとするべきである。

他方、2009年に起きた豚由来の新型インフルエンザ（H1N1型）の経験を踏まえると、現行の行動計画によるワクチン接種では、水際対策を如何に講じようともパンデミックの第一波に間に合わないことも懸念される。そこで、プレパンデミックワクチンの接種により、一定の免疫効果が期待できるとの指摘もあることから、現在WHOが防疫業務や医療の従事者等のみに推奨しているプレパンデミックワクチンの事前接種を、社会機能維持事業者に対しても拡げていく必要がある。

したがって、国主導のもと計画的に接種数・接種対象者を拡大し、プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する知見の集積を図るべきである。これらを通じて、事前接種のリスクとベネフィットを比較考量した結果、早期事前接種が適切と判断される場合には、国主導のもと遅滞なく実施できるよう努めるべきである。

また、これらのワクチン接種の環境整備と併せ、国民の生命、健康への被害を最小限に抑えるためにも、発生・流行時における医療機関の診療体制の整備や抗インフルエンザ薬の処方・投与体制の整備の促進が望まれる。

## 1. 6割の出勤者で業務継続できるのか

### (1) 6割の出勤者での業務継続は困難であると明確にしている業種

#### ①物流業界A

○理由：物流業においては「ドライバー」「各荷役機械オペレーター」等の有資格者を確保することが業務継続の前提である。また、現金や貴重品の輸送など秘密保持の観点から安易に代替戦力を賄うことができない業務もあることから、6割の出勤者では業務継続は厳しい。

#### ②石油業界

○理由：製油所・工場の操業を維持するためには、交代勤務者が不可欠であるため、交代勤務者が1～2割欠勤した場合でも操業が維持できなくなる。また、生産運転装置を仮に一人当たりの勤務時間を延長することで対応した場合、安全運転へのリスクが高まることから停止することとなる。

### (2) 6割の出勤者で業務継続できるよう社内体制整備を行うが、状況によっては業務停止するとしている業種

#### ①製薬会社

○理由：医薬品製造業務、販売物流業務などを継続し、MR活動や研究活動等は停止する予定。ただし、薬事法上の有資格者（代替が効かない場合あり）が欠勤した場合は前提が崩れるため業務継続は困難となる。

#### ②電力業界

○理由：原子力発電所の運転など専門性の高い業務等においては、技能習得、要員配置、交代勤務ローテーションなどを考慮すると6割では継続困難な場合がある。加えて、一定スペースで当直チームにて勤務する形態であるため、他に比べ蔓延の可能性が高い。

#### ③流通・小売(大型スーパー)

○理由：食料品(特に人手の掛からない商品への集約)、医薬品、生活必需品の販売に集約し、罹患率の高い低年齢層用の商品や不要不急の商品(子供服・レジャー用品)の販売を一時中断。

店舗においては、状況に応じて、売場の集約、営業時間の短縮、営業拠点の集約等を行う。

本部機能においては、食料品、生活必需品等の商品調達業務、支払等の決済業務に優先的に取り組む。

状況によって最終的には閉店もあり。

#### ④鉄道業界

○理由：BCPにおいて以下のケースパターンを策定

欠勤率0%・・・通常ダイヤ

欠勤率20%・・・土休日ダイヤ

欠勤率40%・・・減便ダイヤ、有料特急の運行中止、急行・快速運転の中止、相互直通運転の中止、定期券発売所の閉鎖、改札窓口の縮小

欠勤率40%以上・・・状況に応じて区間運転休止、運転休止

#### ⑤鉄道会社

○理由：新型インフルエンザ感染期に60%程度の出勤率となる場合に、都心への通勤等輸送の大宗を担う鉄道において、その従業員へのワクチンの特定接種を行わないときには、欠勤により列車本数等輸送力が相当低下することが想定される。この状況では、列車内での混雑のほか、東日本大震災直後のように、駅構内でも長蛇の列が発生する可能性もある。また、乗務員をはじめとする鉄道事業従事者は養成に時間を要することから代替性は低く、輸送力の低下が長期間に亘ることが懸念される。

#### ⑥金融業界

○理由：優先店舗を設定し、「現金供給(預貯金等の払戻し)」・「資金の決

済(振込、送金、口座振替、手形・小切手の取立)」「資金の融通(融資)」「証券の決済」「金融事業者間取引」といった業務に絞ることになっているが、事前の訓練時に人員不足が顕在化しており課題となっている。

### (3) 業務を絞れば業務継続可能としている業種

#### ①情報システム

○理由：「医療従事者および社会機能維持者の事業を維持するために必要な情報システムの保守に関わる事業」および「企業存続の観点から可能な限り停止させない事業」に絞る。

#### ②飲料メーカー

○理由：商法に基づく株主総会・決算・監査やシステム管理など重要業務は継続し、不要不急の業務(社内研修・技術開発研究)などについては業務停止。

#### ③保険業界

○理由：保険金などの支払業務(解約や貸付を含む)およびそれに必要な付随業務を中心に業務継続を行う。営業活動や窓口業務を停止し、電話・郵便・インターネット等の対面に依らない手続きに切り替える。

#### ④大手電機メーカー

○理由：人命の安全確保に関する業務を最優先として、電力の安定供給等社会インフラ維持に関する業務など影響が大きい業務を継続する。

#### ⑤水産・食品事業会社

○理由：主要商品の供給に関する業務及びそれに関連する業務・顧客対応業務・支払業務などを継続させ、商品開発業務・マーケティング業務などを休止させる。

#### ⑥ガス業界

○理由：ガイドライン上、優先する業務として都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務(システム、広報、電話受付、勤務管理等)を例示しており、それ以外の業務は一部停止業務となる。

⑦LPガス業界

○理由：LPガスの物流など安定供給による社会機能維持及び保安確保業務を継続する。

⑧情報通信会社

○理由：通信サービスの維持に必要な業務(設備監視、運用等)や法的視点から義務とされる業務(給与支払等)は継続し、不要不急の業務は一時中断する。

## 2. ワクチン接種をBCPの前提としているのか

### (1) 前提としている業種

#### ①小売(スーパー)

○理由：多数の死者・重篤者が発生する可能性のある状況下で出勤させるという前提でのBCP作成は不可能に近い。更にH5N1の脅威を知らながら従業員を出勤させることは、経営者の善管注意義務違反による訴訟リスクが高いことからワクチン接種前提としている。また、2009年の弱毒性インフルエンザの時であってもパートタイマーが集団で休むという事例が発生している。

#### ②物流業界B

○理由：物流業界は指定(地方)公共機関・登録事業者として、強毒性のまん延期であっても社会機能維持の観点から緊急救援物資の輸送等重要業務の継続が求められる。そのため、従業員のみならず、集配先の感染予防・拡大防止が必要不可欠であり、うがいや手洗いはじめ、ワクチン接種を含めたあらゆる手段を講じる必要がある。

#### ③石油業界

○理由：生命に危険が及ぶ恐れのある中で、従業員に対し業務の遂行を指示することはできず、そのリスクを回避・軽減するワクチンの接種は、事業継続の大前提である。

#### ④製薬会社

○理由：継続する業務と休止する業務を定めており、継続する業務に従事する社員に対して出勤を要請する以上、企業として、でき得る限りの感染防止措置をとることは労働安全衛生上の義務に等しいと考える。

#### ⑤銀行業界

○理由：高リスクの状況に晒される中で業務に従事させるためには必要かつ十分な対策を講じる必要があり、ワクチン接種は従業員の生

命・健康等を守るために最も効果的な方策であることから、この方策を取ることなしに、従業員に業務の継続を求めることは企業の安全配慮義務との関係で重大な疑問が残ると考える。

⑥情報通信会社

○理由：従業員に対し、命の危険を賭して業務をさせることになるため、罹患リスクの低減は必須。

⑦飲料メーカー

○理由：継続すべき重要業務は、商法等に則り、法人格として取り進める業務および経営維持・企業存続に必要な業務に絞り込んで設定しており、これらの従事者についてはワクチン接種のうえ、従事させる必要がある。

⑧情報システム

○理由：死者・重篤者が発生する可能性がある状況下で業務させることはできない。

⑨大手電機メーカー

○理由：自社の経営維持は自社の責任で実施すべきと考えるが、パンデミックの際の社会機能の維持は個別の会社の責任を超えている。たとえ、社会機能維持のためであっても、罹患の可能性が通常より高い業務について、ワクチン接種なしに会社がその遂行を従業員に命じることはできない。

⑩LPガス業界

○理由：ライフライン(LPガス供給)に関わる業務であり、罹患の可能性があるなか、業務させることはできないため。

⑪鉄道業界

○理由：鉄道業界は大量かつ公共の輸送機関であるため運転休止による影響は大きい。また、鉄道事業は安全の確保を第一としており、運転指令・運転士・車掌・保守点検要員などの従業員が欠勤すること自体が安全確保へのリスク要因となってしまう。加えて、乗務

員が乗務中に発症した場合、安全が確保できない恐れもあるため。  
また、鉄道運行においては、人同士の接触が多く、お客さまから乗務員や駅社員等への感染の可能性が高くなることも考えられるため。

⑫ガス業界

○理由：国民の日常生活に欠かせないエネルギーである都市ガスの安全かつ安定した供給を維持するため。

## (2) 現段階ではワクチン接種をBCPの前提としていない業種

### ①物流業界C

○理由：ワクチン接種に係る政府方針が未決であるため、業界ガイドライン上では、「ワクチンの予防接種については今後の行政の指導を受けて対応することにする」としている。

### ②電力業界

○理由：ワクチンの安全性に不安があるため接種前提とはしていないが、安定的な電力供給に係わる専門的業務（発電設備・関連設備の運転、系統運用、配電線網の運用、設備工事、停電事故復旧、設備保守など）については安全性が確認されれば接種する必要がある。

### ③水産・食品事業会社

○理由：ワクチンの接種で確実に感染を防止できるとは限らない。また、接種におけるリスクも否定できないため前提条件とはしない。

### ④小売業界

○理由：2009年のH1N1が蔓延・終息する過程でBCPガイドラインを改訂した経緯があり、ワクチン接種を前提とした議論を行っていない。ただし、生活必需品を提供し不特定多数の消費者と直接接する業界特性から、基本的には従業員を安全を確保し事業を継続するために当然接種は必要と考える。なお、会員企業が定めているBCP等の中に、ワクチン接種を前提としていない例もあるが、主に「現状の国の考え方では接種の優先順位が低いこと」や「実際にワクチンを接種する際の実行可能性（準備量や接種に要する期間・手順等）など不透明な要素が多く、前提とすることがそもそも不確定であること」等消極的な理由のため。

### ⑤LPガス業界

○理由：現段階ではBCPの前提としていないが、主に家庭へのLPガス配送は人手によるものであり、新型インフルエンザへの罹患の可能性がより高くなる。蔓延時には、在宅者が増加しその分LPガ

スの消費量が増加し、配送回数が増え罹患の可能性が更に高まる。  
についてはライフライン維持のためにワクチンの優先接種を切望する。

⑥保険会社

○理由：ワクチン接種の優先接種の対象や具体的な運営などワクチン接種に係る政府方針が決まっていないため盛り込んでいない。

⑦不動産会社

○理由：ワクチンの接種が完了するまで時間がかかることや、ワクチンの効果・安全性に不安があるため。

⑧空調設備メーカー

○理由：優先的に接種すべき業務が未決定であることに加え、ワクチンの安全性に不安があるため。

以上